売 買 契 約 書（案）

売払人　安来市長　　田中武夫（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物件の売買契約を締結する。

（売買物件）
第１条 甲は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

売買物件名	原動機付自転車（広瀬町た２１７）
走行距離	約2,770㎞
現在の保管場所	安来市広瀬町町布部
有効期間満了日	自賠責保険期限切れ

（売買代金）
第２条　売買代金は、　　円（うち消費税等　　円）とし、契約締結と同時に甲に納入するものとする。

（譲渡等の禁止）
第３条　甲は、契約締結後、売買物件の第三者への譲渡又は所有権以外の権利の設定等売買物件の所有権の移転及び引渡しの妨げとなる行為をしてはならない。

（所有権の移転）
第４条　売買物件の所有権は乙が売買代金を完納したとき、甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転の手続き及びその費用）
第５条　乙は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく新規登録または解体の手続きを行い、それを確認できる資料を甲に提出するものとする。この場合に必要な費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）
第６条 甲は、第４条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく、売買物件を現状のまま乙に甲の指定する場所で引き渡すものとする。

２ 乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに、受領書を甲に提出するものとする。

３ 乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、引渡しを受けた日から７日以内に売買物件を引渡場所より移動させるものとする。

（危険負担）
第７条 この契約締結後、第４条に定める所有権の移転までにおいて、売買物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合、その損失は、甲の負担とし、乙は、売買代金の減額または契約の解除を請求することができるものとする。

２ 乙は甲の故意または重大な過失によるものを除き、所有権の移転後における売買物件の滅失またはき損を理由とした契約の解除、売買代金の減額の請求はできないものとする。

（契約不適合責任）
第８条 本契約は、現状有姿による売買であり、乙は、この契約締結後、売買物件に不備や故障などのあることを発見しても、入札公告、仕様補記への記載の有無にかかわらず追完または売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）
第９条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

（損害賠償）
第10条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（返還金）
第11条　甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利子を付さないものとする。

（公租公課）
第12条　売買物件において、契約締結後乙の名義で賦課された公租公課は、乙の負担とする。

（契約の費用）
第13条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義側）
第14条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）
第15条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令　和　　年　　月　　日

甲　　島根県安来市安来町８７８番地２
安来市
安来市長　　田　中　武　夫

乙　　住所

氏名